

河川整備基本方針と河川整備計画の比較表（記載の考え方）

	河川整備基本方針	河川整備計画
基本的考え方	（役割・目的） 河川整備基本方針は、治水安全度の全国バランス等を考慮しつつ、<u>達成すべき長期的な河川整備の目標</u>を定めるものである。このため、将来どのような河川にしてい くべきかの方向が示される必要があるが、様々な社会変化がある中で、長期的な整備についてその具体内容まで定めることは合理的でない。このようなことから、河川整備基本方針には、<u>水系全体や河川の主要区間のあるべき水準やあるべき姿の骨格</u>という基本的事項を定めることとなっている。 （記載すべき事柄） 河川整備基本方針においては、<u>河川整備を行う背景</u>（河川及び流域の現状と課題）、<u>河川整備の目標</u>、<u>その実現に向けた対処方針</u>（考え方、方法、配慮事項）等の基本的な事柄を記載する。特に、<u>河川毎の特徴的な事柄</u>は、河川整備基本方針が水系単位で策定されることから、極力特筆するよう努める。 治水については、その目標として、河川自体のあり方が沿川の地域社会の土地利用等に大きな影響を与えるこ	（役割・目的） 河川整備計画は、河川整備基本方針に定めた目標を達成するための治水事業のうち、<u>当面実施される具体整備についてのアクションプログラム</u>である。具体整備の計画であるが故に、効果的な河川整備となるよう、市町村や住民等の意見を反映する仕組みともなっている。このため、河川整備計画は、河川整備基本方針に沿って計画的に整備を行う河川区間において、全国的な整備バランスも考慮しつつ、<u>河川の整備と保全の具体的な実施内容を定めること</u>となっている。 （記載すべき事柄） 河川の整備と保全の実施内容を規定するためには、<u>計画期間及び目標</u>を設定する必要がある。その際、治水計画対象流量のように定量的に目標を規定できるものから、河川環境の整備と保全のように現状では定性的な目標にならざるを得ないものまでであるが、その目標がより具体的に理解できるような設定の工夫が必要である。 規定する河川の整備と保全の実施内容には、施設整備の概要として、<u>具体的な場所、施設諸元等</u>が想定される

	河川整備基本方針	河川整備計画
	とから、<u>基本高水、計画高水流量、河道と洪水調節施設への流量配分、その結果として示される川幅、計画高水位を規定する。</u>また、その実現に向けた対処方針等の基本的な事柄をあわせて記載する。 利水については、その目標として、各種用水の利用のあり方が水系全体に影響を及ぼすことから、水利秩序を形成する基本量である<u>正常流量を規定する。</u>また、その実現に向けた対処方針等の基本的事柄をあわせて記載する。 環境については、河川環境を広域的、長期的に捉えることが必要であることから、社会的自然的特性に応じた類型区分毎に、<u>利用と保全に関する基本的な考え方等を規定する。</u>	が、河川整備による効果、河川整備のおおまかな実施時期、河川環境に配慮するための施工手順等の参考となる事柄についても必要に応じて記載する。また、施設整備のみならず、良好な河川環境の整備と保全のための区域の設定など、適切な河川管理を実施するために必要な方策やその考え方も記載する。さらに、具体的な河川管理の体制を示すため、洪水、渇水時の関係機関との連携体制等についても記載する。 河川整備計画は、河川法に基づき必要に応じて関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることから、<u>関係住民の理解と協力が得られるよう、よりわかりやすくその内容を記載する必要がある。</u>このため、必要に応じて図面や写真等を活用するなどの工夫が必要がある。また、河川整備計画の構成等については、各河川毎の特性や河川整備・保全の必要性を踏まえ、各河川毎に工夫をしてよりわかりやすくすることが望ましい。

	河川整備基本方針	河川整備計画
具体的な 記載内容	1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 (1) 流域及び河川の概要 ・ 流域及び河川の一般的な概要 ・ 幹川流路延長、流域面積、土地利用、地質、降雨量 など ・ 河川整備の対応方針を定める上で考慮すべき流域や河川の背景（特徴と課題） ・ 流域の自然環境、水害の歴史、治水事業の沿革、河川水の利用状況、水質、河川の利用状況 など (2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 ・ 段階的な整備、健全な水循環系の構築、適切な維持管理などの治水、利水、環境にかかる総合的な方針 ア. 災害の発生の防止又は軽減 ・ 計画規模の洪水を安全に流下させる河川改修などの方針 ・ 河川工事の方針（必要に応じ主要な整備メニューを具体的に例示）	1. 河川整備計画の目標に関する事項 ・ 河川整備計画の計画期間 ・ 河川整備計画の対象区間 ・ 河川整備の全体像が明らかになるよう目標を設定 ・ 治水安全度のバランス等を考慮した対象洪水流量 ・ 計画期間中に確保する正常流量 ・ 河川環境の整備と保全の目標 2. 河川の整備の実施に関する事項 ・ 河川工事や河川の維持の具体的な目的と実施内容（場所、規模、時期等）を記載するとともに、必要に応じ、具体的な内容が具体的にわかるような図面、写真等や整備効果についても記載する ・ 洪水調節施設整備の場合には、位置、施設規模等 ・ 河川改修の場合には、区間、断面等 ・ 内水対策の場合には、排水機場の位置、排水量等 ・ 浄化対策の場合には、位置、施設規模等 ・ 水辺空間整備の場合には、位置、整備内容等 ・ 河川管理施設の高度化の場合には、整備箇所等 ・ 維持管理の場合には、その実施内容、体制等

	河川整備基本方針	河川整備計画
	・維持管理の方針（必要に応じ主要な整備メニューを具体的に例示） ・被害軽減のためのソフト対策の方針 ・超過洪水等への対応 イ．河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持 ・適正な水利用や流水の正常な機能の維持を図るための方針（必要に応じ主要な整備メニューを具体的に例示） ・渇水調整等のソフト対策の方針 ウ．河川環境の整備と保全 ・自然環境、景観、水質、河川利用等の方針（必要に応じ地区等を具体的に例示） 2．河川の整備の基本となるべき事項 （１）基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項 （２）主要な地点における計画高水流量 （３）主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項 （４）主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項	・水防活動等のソフト対策の場合には、その実施内容、体制等 ・河川環境の整備と保全については、整備・保全する区域、断面、手法等 ・環境教育の推進などソフト対策の場合には、その実施内容、体制等 ・河川敷地の利用・占用については、区域、目的、その具体的な方針等 ・モニタリングの場合には、その実施内容等 ・情報の共有や連携については、その実施内容等 河川整備計画は、各河川毎の特性に応じて、構成、内容等について、工夫を行うこととする

河川整備基本方針の記載例

（石狩川水系）

1.（2）河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

「沿川地域を洪水から防御するため、本川等の流域内の洪水調節施設により調節を行う」

「堤防の新設、拡築及びしゅんせつ、掘削により河積を増大させる」

「しゅんせつ、掘削による河積の確保にあたっては、河道の維持、河岸等の良好な河川環境等に配慮し」

「泥炭等が分布し地盤が軟弱である本川等では、堤防の安定を図るため緩傾斜の堤防整備等必要な対策を行う」

「千歳川については、頻発している内水被害に鑑み、関係機関と連携を図りながら内水対策を実施する」

「計画規模を上回る洪水が発生し氾濫した場合においても、被害をできるだけ軽減できるよう、必要に応じて対策を実施する」

「流水の正常な機能を維持するため必要な流量を確保するよう努める」

「魚類の良好な生息の場となっている瀬や淵が存在することから、その河川環境の保全に努める」

「良好な河川環境を形成している河畔林や水際については、治水面と整合を図りつつ保全、整備に努める」

「環境に関する情報を適切に収集、モニタリングし、河川整備や維持管理に反映させる」

「美しい景観をなしている神居古潭の河川景観の保全に努める」

「サケ等が遡上・産卵する千歳川、豊平川等では、魚類の移動の確保、産卵床の保全等に努める」